

県連介護福祉委員会主催・ケアマネ研修会(9/16)を開催しました！

9/16(土)、県連介護福祉委員会主催で、「介護事業所との連携と相互理解」と題したケアマネ研修会を開催し、県連内の14事業所から37名が参加しました。

研修会は3部形式で行い、第1部では学習事項として、医療生協本部の山本より、2018年4月に予定されている介護報酬改定に関して、現在厚労省で論議されている内容と、県連内の各事業所の県連内外の事業所との連携状況について報告を行いました。

続いて第2部では、ケアマネと介護事業所との連携でよかった事例、うまくいかなかった事例について、7事業所から8つの事例が紹介されました。

そして休憩を挟んで、最後の第3部では、ワールドカフェ方式で、「連携についてよかった事例、うまくいかなかった事例」「どうすればうまくいくか」「サービスの利用につなげるにはどうすればよいか」について、グループでの意見交換を行いました。



参加者からは、「他職種(特に医療系)の方の話が聞いた点がよかった。初めて会った職員もいたので、今回の研修を機に連携が取り易くなったと思う」「顔の見える関係がとても大切であると再認識した。コミュニケーションをしっかりと取るとは、利用者や家族の方にも利益になることであると思う」などの感想が出されました。

(香川医療生協本部 山本秀彦)



リレー投稿

この記事を書いている9月18日(月・敬老の日)の読売新聞の記事は、

『衆院選「来月22日投開票」に…28日解散へ 安倍首相は、28日に召集される臨時国会の冒頭で衆院解散に踏み切り、「10月10日公示—22日投開票」の日程で衆院選を行う意向を固めた。

内閣支持率が回復基調にあることや、民進党の混乱が続いていることなどを考慮した。2019年10月の消費税率10%への引き上げ時の増収財源の使い道について、国の借金返済から幼児教育無償化など子育て支援の充実に変更することを争点に掲げる方針だ。自衛隊の根拠規定を明記する憲法改正も訴える。』とのこと。

もし選挙が実施され、「改憲勢力」が2/3以上を維持すれば、憲法9条の改憲の動きが活発化します。

安倍首相が提起している、「9条第3項に自衛隊の存在を明記する。」について、私分かりやすいなと思った解説は、木村草太教授の、5月21日の県連総会での講演です。

「自衛隊の任務は個別自衛権まで」と書けば、集団的自衛権の安保法制は違憲になります。また「自衛隊の任務は集団的自衛権を含む」と書けば、

多くの国民は反対します。

「自衛隊がないと、他国から攻撃された時どうするんだ」という意見に対しては、憲法13条がある。憲法13条は、日本政府に対し、国内の安全(国民の生命・自由・幸福追求の権利)を保障する義務を課している。国内の防衛作用については、「行政」の範囲に含まれている。だから、いま、憲法を変える必要はないのです。という説明に、私は納得したのでした。

北朝鮮が、ミサイルを飛ばしているのは大問題ですが、憲法に自衛隊を明記したら解決できる問題ではありません。暉峻淑子(てるおか いつこ)さんは「対話する社会へ」(2017年岩波書店)の中で「戦争・暴力の反対語は、平和ではなく対話です」と呼びかけています。

選挙では、戦争ではなく対話ができる国会議員を選びましょう。

(高松協同病院管理室 清水彩子)

安倍 改憲に

物申す



一言